

農事組合法人 あさひ 機械管理運営規定

(目的)

第1条 この規定は、農事組合法人あさひ（以下組合）が所有するまたは利用する農業用機械・施設の管理運営を円滑にするため、必要な事項を定める。

(機械・施設)

第2条 この規定の機械・施設の種類は、別紙管理台帳の通りとし、借り上げた機械・施設を含むものとする。

(機械・施設の管理場所)

第3条 機械・施設の管理場所は組合員の格納庫とし、場所は別途協議する。

(管理責任者)

第4条 機械・施設の管理責任者は組合の作業・機械担当理事とする。管理責任者は、機械・施設の整備計画を作成し、管理運営にあたる。

(利用者)

第5条 第2条の機械・施設の利用者は組合員とする。

(オペレーター)

第6条 組合の作業・機械担当理事は、機械・施設の効率的な運用及び善良な管理を行うため、オペレーターの養成・確保を図るものとする。また、オペレーターは機械の運転、作業について常に細心の注意を払い、これにあたるものとする。

(機械・施設の保全管理)

第7条 管理責任者は、機械・施設の効率的な運営と保全を図るため、次の帳簿を備え付けるものとする。

- (1) 農業機械使用簿
- (2) 修理台帳
- (3) 燃料受払い簿
- (4) 経理諸帳簿

(賃借料金)

第8条 組合が個人所有等の機械・施設を借り上げる場合の料金は、別途協議の上、理事会で決定する。